

源泉徴収と特定口座年間取引報告書

源泉徴収の選択手続き

特定口座を設ければ、自動的に証券会社などにより源泉徴収されるわけではありません。投資家は特定口座を設けている証券会社などに対し、その年の最初の譲渡(特定口座で信用取引も行っている場合は信用取引による差金決済も含む)を行う時まで**特定口座源泉徴収選択届出書**を提出しなければなりません。

特定口座源泉徴収選択届出書を提出し、源泉徴収を選択した場合は、源泉徴収なしへの変更届出書を提出しない限り

は、源泉徴収を選択している状態が継続されます。源泉徴収なしに変更する場合は、その特定口座における源泉徴収をやめる年の最初の譲渡までに変更届出書を提出する必要があります。つまり、年の途中で源泉徴収の適用・不適用を変更することはできません。

源泉徴収を適用するか否かは、特定口座ごとに選択可能です。ただし、同じ特定口座内の現物取引と信用取引を別々に取り扱うことはできません。

源泉徴収税率

源泉徴収口座では、所得税15.315%・住民税5%が源泉徴収(特別徴収)され

ます。

●特定口座での源泉徴収税率

	平成26年1月1日～平成49年12月31日
所得税	15.315%
住民税	5%

特定口座年間取引報告書

特定口座内の取引については、年間の譲渡損益、源泉徴収口座で受け入れた上場株式の配当等の額等を記載した**特定口座年間取引報告書**(以下、年間取引報告

書)^(注)が、証券会社などから翌年1月31日までに交付(電子交付)されます。平成28年分の年間取引報告書(税務署提出分)から個人番号(マイナンバー)が記載され

(注) 平成29年度税制改正により、平成31年分の所得税から、年間取引報告書に代えて、年間取引報告書に記載すべき事項を記録した

電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を確定申告書に添付することが認められます。

まず(経過措置等については□434ページを参照して下さい)。特定口座開設者本人に交付される年間取引報告書には、個人番号(マイナンバー)は記載されません。

年間取引報告書は年間の取引状況の確認のために使われるほか、支払調書に代わる役割も果たします。そのため、その証券会社などの営業所所在地の所轄税務

署長には、支払調書に代え年間取引報告書が提出されます。

また、年間取引報告書は、確定申告の際に必要な「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に代わる役割も有しており、源泉徴収口座、簡易申告口座いずれの場合も、年間取引報告書を用いた簡易な確定申告を行うことが可能となります。

源泉徴収と還付



源泉徴収を選択した場合、証券会社などは特定口座内で上場株式等を譲渡するたびに、差益に一定の税率をかけた額を源泉徴収します。特定口座内で上場株式等を譲渡した場合、その譲渡原価は特定口座内の銘柄ごとに計算し、信用取引の差金決済による差損益は、現物取引と区分して計算します。源泉徴収は、その特定口座内の年初からの譲渡損益および信用取引の差損益の合計額が、前回の譲渡時点の合計額よりも増加している場合に、その増加額に対して行われます。

譲渡により損失が生じた場合は、その時まで徴収した税額から損失額に源泉徴収税率を乗じた額が、その投資家の特定口座に返還されます。年間を通じて特定口座内の譲渡損益が損失となった場合には、翌年に証券会社などが納付する税額は0になります。

証券会社などが源泉徴収した年間の金額については、原則として翌年1月10日までに一括して納付されます。所得税分の納付先は証券会社などの営業所所在地の所轄税務署、住民税分の納付先は特定口座を開設した投資家の住所地の都道府県です。

● 特定口座での源泉徴収と還付 (平成29年の計算例)

	譲渡代金	譲渡原価	譲渡損益 (差損益)	譲渡損益 (累計)	源泉徴収 (還付) 額	源泉徴収額 (累計)
① 2月X日(A株式)	350万円	270万円	80万円	80万円	162,520円	162,520円
② 5月X日(信用取引)			70万円	150万円	142,205円	304,725円
③ 6月X日(A株式)	230万円	180万円	50万円	200万円	101,575円	406,300円
④ 7月X日(B株式)	100万円	220万円	▲120万円	80万円	▲243,780円 (還付)	162,520円
⑤ 10月X日(信用取引)			20万円	100万円	40,630円	203,150円
年間合計			100万円	100万円	203,150円	203,150円

特定口座での取得費・譲渡損益の計算方法



特定口座における取得費や譲渡損益の計算方法等は、基本的に、通常の株式等の取引と同様ですが、いくつかの点で特定口座特有の取扱いとなります。

◆ 特定口座での取得費は別計算

同じ銘柄の取得費は、別々の口座で取引していても合算し、総平均法または総平均法に準ずる方法で計算するのが原則です。しかし、特定口座内の上場株式等については、同じ銘柄を他の特定口座や一般口座で保有している場合でも、これらとは区分して計算されます。

◆ 総平均法に準ずる方法で計算

特定口座内で同一銘柄を2回以上にわたって取得した場合、取得費は「総平均法に準ずる方法」で計算します。取得費には購入の際にかかった手数料(消費税含む)等を含めます。

◆ 他の証券会社などの特定口座から移管した上場株式等の取得費

譲渡原価の計算の基となる取得費は、移管元の特定口座の移管日における取得費を引き継ぎます。取得日は移管元の特定口座での移管前の譲渡実績に基づき、先入先出法により判定した取得日を引き継ぎます。

◆ 特定口座で同じ銘柄を1日に2回以上譲渡した場合

同一銘柄を1日に2回以上譲渡した場合には、その日に譲渡した上場株式等のすべてを、その日の最後の譲渡の時にまとめて譲渡したものとして取り扱います。